

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月27日

【四半期会計期間】 第122期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大道良夫

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(524)2141 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 今井信一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号  
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 安藤泰己

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店  
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものがあります。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	47,864	51,836	49,671	96,635	114,850
連結経常利益	百万円	8,425	9,466	1,500	16,061	10,881
連結中間純利益	百万円	4,751	3,626	532	————	————
連結当期純利益	百万円	————	————	————	8,839	3,597
連結純資産額	百万円	253,892	289,682	236,133	283,997	256,868
連結総資産額	百万円	4,078,373	4,167,808	4,089,585	4,179,335	4,115,109
1株当たり純資産額	円	949.97	1,010.13	809.03	987.98	887.14
1株当たり中間純利益金額	円	17.96	13.71	2.01	————	————
1株当たり当期純利益金額	円	————	————	————	33.41	13.60
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	————	————	————	————	————
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	————	————	————	————	————
自己資本比率	%	6.16	6.40	5.22	6.25	5.69
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.32	12.39	9.93	12.20	11.16
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△51,500	25,039	10,498	△78,100	△58,185
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	49,958	△28,039	△5,861	74,206	58,561
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△850	△1,179	△1,180	125	△8,327
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	49,794	44,237	43,899	48,420	40,435
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,516 〔1,016〕	2,622 〔1,026〕	2,603 〔1,107〕	2,429 〔1,022〕	2,507 〔1,033〕

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。  
なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 5 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。
- 6 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第120期中	第121期中	第122期中	第120期	第121期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	42,981	46,751	45,031	84,692	104,409
経常利益	百万円	7,822	8,745	611	14,945	10,119
中間純利益	百万円	4,604	3,436	316	—————	—————
当期純利益	百万円	—————	—————	—————	8,570	3,300
資本金	百万円	33,076	33,076	33,076	33,076	33,076
発行済株式総数	千株	265,450	265,450	265,450	265,450	265,450
純資産額	百万円	250,414	265,825	212,222	260,254	233,174
総資産額	百万円	4,063,712	4,150,702	4,075,303	4,163,868	4,098,454
預金残高	百万円	3,490,351	3,569,467	3,596,474	3,590,251	3,599,460
貸出金残高	百万円	2,416,042	2,492,148	2,585,533	2,481,394	2,558,984
有価証券残高	百万円	1,372,718	1,379,461	1,182,988	1,354,903	1,225,169
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	6.17	6.40	5.20	6.25	5.68
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.29	12.38	9.85	12.20	11.14
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,262 〔918〕	2,363 〔925〕	2,345 〔987〕	2,179 〔922〕	2,268 〔930〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

5 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	2,603 [1,107]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。  
2 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員1,105人を含んでおりません。  
3 臨時従業員数は、[ ]内に嘱託及び臨時雇員の当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	2,345 [987]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員であります。  
2 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員982人を含んでおりません。  
3 臨時従業員数は、[ ]内に嘱託及び臨時雇員の当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済は、原油等の原材料費の高騰や、米国に端を発した世界的な金融市場の混乱による株安進行及び円高の影響等から、景気の減速傾向が一段と強まりました。

このような経済環境のもと、当行グループは、新世紀第3次長期経営計画(期間：3年間、平成19年4月～平成22年3月)のメインテーマである「リスク管理の高度化による企業価値の向上」の実現に向け、「3つのC」＋CSRの実践、すなわち、①コンソリデーション(Consolidation：商品・サービスの向上、合理的かつ積極的なリスクテイク)、②クレジット・リスク(Credit Risk：信用リスク管理の高度化)、③コスト・コントロール(Cost Control：生産性の向上)を基本営業戦略として展開してまいりました。加えて、本長期経営計画のスタートにあわせて、新たな経営理念と位置づけた「CSR憲章」と「滋賀銀行の行動規範」を制定し、「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄を多面的に追求する態勢を整えました。

預金等(譲渡性預金を含む)は、前連結会計年度末に比べ1,226百万円増加して、当第2四半期連結会計期間末残高は3,696,282百万円(うち預金は3,590,289百万円)となりました。一方、貸出金は消費者向け貸出の増加に加え、事業性貸出も順調に推移したことから、26,631百万円増加して2,577,999百万円となりました。また、総資産の当第2四半期連結会計期間末残高は4,089,585百万円で前連結会計年度末に比べて25,523百万円の減少、純資産額の同残高は236,133百万円で同20,734百万円の減少となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当中間連結会計期間末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金等	3,695,055	3,696,282	1,226
うち預金	3,595,050	3,590,289	△4,760
貸出金	2,551,368	2,577,999	26,631
総資産	4,115,109	4,089,585	△25,523
純資産	256,868	236,133	△20,734

損益につきましては、第2四半期連結会計期間の経常収益は24,530百万円、経常損失は2,165百万円、四半期純損失は1,529百万円となりました。

また、事業の種類別セグメントの第2四半期連結会計期間の業績は次のとおりであります。なお、以下に記載の金額は内部取引相殺前の金額であり、課税取引については消費税及び地方消費税を含んでおりません。

銀行業では、経常収益が22,635百万円、経常費用は25,195百万円、経常損失は2,560百万円となりました。

リース・投資事業では、経常収益が1,561百万円、経常費用は1,354百万円、経常利益は206百万円となりました。

クレジットカード事業では、経常収益は511百万円、経常費用は441百万円、経常利益は69百万円となりました。

事務代行事業では、経常収益は381百万円、経常費用は356百万円、経常利益は25百万円となりました。

信用保証事業(当行の住宅ローン等の保証業務)では、経常収益は188百万円、経常費用は125百万円、経常利益は63百万円となりました。

その他の事業では、経常収益は167百万円、経常費用は154百万円、経常利益は13百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第1四半期連結会計期間末に比べ6,231百万円減少し、43,899百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間中の営業活動による資金は31,708百万円の減少となりました。この主な要因は、預金等の減少であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間中に増加した投資活動による資金は25,846百万円となりました。この主な要因は、有価証券の売却による収入であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間中に財務活動により支出した資金は363百万円となりました。主な支出は、優先出資証券の配当金の支払であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	32,514	30,057	△2,457
経費(除く臨時処理分)	22,652	23,450	797
人件費	12,002	12,277	274
物件費	9,062	9,751	688
税金	1,587	1,421	△165
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	9,861	6,606	△3,254
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	9,861	6,606	△3,254
一般貸倒引当金繰入額	—	3,464	3,464
業務純益	9,861	3,142	△6,719
うち債券関係損益	61	△1,671	△1,732
臨時損益	△1,115	△2,531	△1,415
株式関係損益	776	204	△571
不良債権処理損失	1,626	2,071	445
貸出金償却	716	1,822	1,105
個別貸倒引当金繰入額	—	189	189
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
その他の偶発損失引当金繰入額	901	58	△842
投資損失引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	8	1	△7
その他臨時損益	△265	△664	△398
経常利益	8,745	611	△8,134
特別損益	△225	△79	145
うち固定資産処分損益	△58	△395	△336
うち貸倒引当金戻入益	1,038	—	△1,038
うち減損損失	1,991	339	△1,652
税引前中間純利益	8,520	531	△7,989
法人税、住民税及び事業税	4,018	18	△3,999
法人税等調整額	1,066	196	△869
中間純利益	3,436	316	△3,119

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

- 4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
- 5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
- 6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
- 7 前中間会計期間は、貸倒引当金戻入額が同繰入額を上回るため、貸倒引当金戻入益を特別利益に計上しておりますが、貸倒引当金戻入益を特別利益に計上しない場合の貸倒償却・引当費用(一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理損失)は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
貸倒償却・引当費用(計)	588	5,536	4,948
一般貸倒引当金繰入額	△1,252	3,464	4,716
不良債権処理損失	1,840	2,071	231
貸出金償却	716	1,822	1,105
個別貸倒引当金繰入額	213	189	△24
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
その他の偶発損失引当金繰入額	901	58	△842
投資損失引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	8	1	△7

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.69	1.71	0.02
(イ)貸出金利回	2.01	2.01	—
(ロ)有価証券利回	1.26	1.30	0.04
(2) 資金調達原価 ②	1.47	1.55	0.08
(イ)預金等利回	0.24	0.31	0.07
(ロ)外部負債利回	1.90	1.91	0.01
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.22	0.16	△0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7.47	5.91	△1.56
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	7.47	5.91	△1.56
業務純益ベース	7.47	2.81	△4.66
中間純利益ベース	2.60	0.28	△2.32

#### 4 預金・貸出金の状況(単体)

##### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(期末残高)	3,569,467	3,596,474	27,007
預金(期中平均残高)	3,558,399	3,608,104	49,705
貸出金(期末残高)	2,492,148	2,585,533	93,385
貸出金(期中平均残高)	2,483,584	2,573,010	89,425

##### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	2,720,193	2,819,832	99,639
法人	846,830	773,808	△73,022
合計	3,567,023	3,593,640	26,616

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

##### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	736,236	760,354	24,118
住宅ローン残高	700,082	727,456	27,374
その他ローン残高	36,153	32,897	△3,255

(注) 住宅ローン残高には、地方公共団体制度融資(住宅資金)・協定住宅融資等の住宅関連融資を含めて記載しております。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,924,797	1,939,379	14,582
総貸出金残高	②	百万円	2,489,343	2,581,688	92,345
中小企業等貸出金比率	①/②	%	77.32	75.12	△2.20
中小企業等貸出先件数	③	件	91,817	92,501	684
総貸出先件数	④	件	92,514	93,220	706
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.24	99.22	△0.02

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	11	120	14	67
信用状	610	6,898	482	6,454
保証	4,166	29,425	3,714	27,470
計	4,787	36,444	4,210	33,993

(注) 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い相殺しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。なお、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	33,076	33,076
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	23,968	23,972
	利益剰余金	139,390	138,096
	自己株式(△)	689	835
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	792	792
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	22,571	22,413
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	20,000	20,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当 額(△)	10,177	14,875
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計)	207,346	201,057
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	207,346	201,057	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	20,000	20,000	

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	44,202	5,078
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	9,915	9,984
	一般貸倒引当金	236	351
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	14,000	8,000
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	14,000	8,000
	計	68,354	23,414
	うち自己資本への算入額 (B)	68,354	23,414
控除項目	控除項目 (注4) (C)	11,859	16,385
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	263,842	208,086
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,954,976	1,922,002
	オフ・バランス取引等項目	52,474	51,646
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,007,450	1,973,649
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	121,267	121,728
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,701	9,738
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (H)	—	—
	計 ((E) + (F) + (H)) (I)	2,128,718	2,095,377
連結自己資本比率(国際統一基準) = D / I × 100 (%)		12.39	9.93
(参考) Tier 1 比率 = A / I × 100 (%)		9.74	9.59

(注) 1 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	33,076	33,076
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	23,942	23,942
	その他資本剰余金	5	10
	利益準備金	7,800	9,134
	その他利益剰余金	130,481	127,532
	その他	20,000	20,000
	自己株式(△)	689	835
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	792	792
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	10,258	15,007
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	203,566	197,061
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	203,566	197,061	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	20,000	20,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	44,054	5,042
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	9,915	9,984
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	14,000	8,000
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	14,000	8,000
	計	67,970	23,026
うち自己資本への算入額 (B)	67,970	23,026	

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目 (注4) (C)	10,987	15,681
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	260,548	204,406
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,935,434	1,906,983
	オフ・バランス取引等項目	52,474	51,646
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,987,909	1,958,630
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	116,197	115,823
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,295	9,265
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (H)	—	—
	計 ((E)+(F)+(H)) (I)	2,104,107	2,074,453
単体自己資本比率(国際統一基準) = D / I × 100 (%)		12.38	9.85
(参考) Tier 1 比率 = A / I × 100 (%)		9.67	9.49

(注) 1 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国際統一基準）及び単体自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Shiga Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成24年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成29年1月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。
発行総額	200億円（1口あたり10,000,000円）
払込日	平成18年10月23日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成19年1月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求	1口あたり10,000,000円

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,770	9,135
危険債権	19,189	36,990
要管理債権	34,914	44,294
正常債権	2,481,997	2,543,696

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	上野支店	三重県伊賀市	新築	店舗	226	—	自己資金	平成 21年2月	平成 21年9月
		大垣支店	岐阜県大垣市	新築	店舗	183	—	自己資金	平成 21年5月	平成 21年12月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	265,450,406	265,450,406	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	265,450,406	265,450,406	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	265,450	—	33,076,966	—	23,942,402

## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)サブ アカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	12,068	4.54
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	11,651	4.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,083	4.17
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	9,475	3.56
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	8,895	3.35
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	6,199	2.33
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町1番38号	6,074	2.28
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	5,626	2.11
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	5,521	2.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	5,461	2.05
計	—————	82,056	30.91

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は11,083千株であります。なお、その内訳は、信託口 4,570千株、信託口 4 736千株、信託口 4 G 5,497千株、退職給付信託(住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) 280千株であります。

2 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから、平成20年8月20日付で大量保有報告書の提出があり、平成20年8月15日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としての当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、 タイムアンドライフビル5階	16,094	6.06

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 1,327,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 260,655,000	260,642	—
単元未満株式	普通株式 3,468,406	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	265,450,406	—	—
総株主の議決権	—	260,642	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式522株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が13千株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個は含んでおりません。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	1,327,000	—	1,327,000	0.49
計	—	1,327,000	—	1,327,000	0.49

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	738	713	717	724	722	736
最低(円)	658	650	647	657	655	654

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日以後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表】

## (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	46,027	46,018	42,211
コールローン及び買入手形	86,834	56,894	103,465
買入金銭債権	21,571	20,974	22,501
商品有価証券	1,493	1,295	1,020
金銭の信託	14,307	11,693	11,965
有価証券	※1, ※2, ※9, ※15 1,379,568	※1, ※2, ※9, ※15 1,182,924	※1, ※2, ※9, ※15 1,225,131
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 2,485,389	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 2,577,999	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 2,551,368
外国為替	※8 5,702	※8 4,124	※8 4,866
その他資産	※9 23,854	※9 92,111	※9 53,196
有形固定資産	※11, ※12, ※13 74,420	※11, ※12 60,089	※11, ※12, ※13 72,759
無形固定資産	8,425	7,133	9,625
繰延税金資産	476	22,762	8,446
支払承諾見返	※15 36,444	※15 33,993	※15 35,150
貸倒引当金	△16,686	△28,426	△26,599
投資損失引当金	△22	△0	△0
<b>資産の部合計</b>	<b>4,167,808</b>	<b>4,089,585</b>	<b>4,115,109</b>
<b>負債の部</b>			
預金	※9 3,564,947	※9 3,590,289	※9 3,595,050
譲渡性預金	124,706	105,992	100,005
コールマネー及び売渡手形	5,771	224	※9 6,200
債券貸借取引受入担保金	※9 42,679	※9 15,110	※9 24,335
借入金	※14 22,835	※14 18,006	※14 16,305
外国為替	95	115	114
その他負債	※9 39,959	67,787	※9 59,675
退職給付引当金	7,456	8,637	7,984
役員退職慰労引当金	216	228	243
時効預金払戻引当金	707	556	661
利息返還損失引当金	135	91	113
その他の偶発損失引当金	901	1,047	988
繰延税金負債	19,809	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※11 11,414	※11 11,356	※11 11,381
負ののれん	44	14	29
支払承諾	※15 36,444	※15 33,993	※15 35,150
<b>負債の部合計</b>	<b>3,878,126</b>	<b>3,853,452</b>	<b>3,858,241</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	33,076	33,076	33,076
資本剰余金	23,968	23,972	23,971
利益剰余金	139,390	138,096	138,614
自己株式	△689	△835	△748
<b>株主資本合計</b>	<b>195,745</b>	<b>194,311</b>	<b>194,915</b>
その他有価証券評価差額金	60,631	8,542	28,940
繰延ヘッジ損益	△2	0	△4
土地再評価差額金	※11 10,620	※11 10,830	※11 10,573
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>71,249</b>	<b>19,373</b>	<b>39,510</b>
少数株主持分	22,686	22,447	22,442
<b>純資産の部合計</b>	<b>289,682</b>	<b>236,133</b>	<b>256,868</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>4,167,808</b>	<b>4,089,585</b>	<b>4,115,109</b>

## (2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	51,836	49,671	114,850
資金運用収益	37,445	35,819	73,591
(うち貸出金利息)	25,308	26,138	51,315
(うち有価証券利息配当金)	11,516	8,926	20,665
役務取引等収益	7,214	6,560	13,460
その他業務収益	4,777	5,601	14,059
その他経常収益	2,399	1,690	13,739
経常費用	42,369	48,171	103,969
資金調達費用	7,405	6,946	14,673
(うち預金利息)	5,408	5,998	11,377
役務取引等費用	1,913	1,855	3,843
その他業務費用	5,824	6,831	19,064
営業経費	24,380	25,344	47,933
その他経常費用	※1 2,845	※1 7,193	※1 18,454
経常利益	9,466	1,500	10,881
特別利益	1,641	655	1,408
固定資産処分益	—	—	0
償却債権取立益	787	616	1,408
貸倒引当金戻入益	853	—	—
その他の特別利益	0	39	—
特別損失	2,050	928	2,169
固定資産処分損	58	395	158
減損損失	※2 1,991	※2 339	※2 2,010
リース会計基準変更処理損失	—	※3 193	—
税金等調整前中間純利益	9,057	1,227	10,120
法人税、住民税及び事業税	4,241	315	12,715
法人税等調整額	924	60	△6,581
法人税等合計		375	
少数株主利益	264	319	389
中間純利益	3,626	532	3,597

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	33,076	33,076	33,076
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	33,076	33,076	33,076
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	23,966	23,971	23,966
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	1	4
当中間期変動額合計	1	1	4
当中間期末残高	23,968	23,972	23,971
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	135,261	138,614	135,261
当中間期変動額			
剰余金の配当	△793	△792	△1,586
中間純利益	3,626	532	3,597
土地再評価差額金の取崩	1,294	△257	1,342
当中間期変動額合計	4,128	△517	3,353
当中間期末残高	139,390	138,096	138,614
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△604	△748	△604
当中間期変動額			
自己株式の取得	△92	△103	△174
自己株式の処分	7	16	31
当中間期変動額合計	△85	△86	△143
当中間期末残高	△689	△835	△748
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	191,700	194,915	191,700
当中間期変動額			
剰余金の配当	△793	△792	△1,586
中間純利益	3,626	532	3,597
自己株式の取得	△92	△103	△174
自己株式の処分	9	17	35
土地再評価差額金の取崩	1,294	△257	1,342
当中間期変動額合計	4,045	△603	3,214
当中間期末残高	195,745	194,311	194,915

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	57,635	28,940	57,635
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,996	△20,398	△28,694
当中間期変動額合計	2,996	△20,398	△28,694
当中間期末残高	60,631	8,542	28,940
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△7	△4	△7
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4	4	3
当中間期変動額合計	4	4	3
当中間期末残高	△2	0	△4
土地再評価差額金			
前期末残高	11,915	10,573	11,915
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,294	257	△1,342
当中間期変動額合計	△1,294	257	△1,342
当中間期末残高	10,620	10,830	10,573
評価・換算差額等合計			
前期末残高	69,543	39,510	69,543
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,706	△20,136	△30,033
当中間期変動額合計	1,706	△20,136	△30,033
当中間期末残高	71,249	19,373	39,510
少数株主持分			
前期末残高	22,753	22,442	22,753
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△66	4	△310
当中間期変動額合計	△66	4	△310
当中間期末残高	22,686	22,447	22,442
純資産合計			
前期末残高	283,997	256,868	283,997
当中間期変動額			
剰余金の配当	△793	△792	△1,586
中間純利益	3,626	532	3,597
自己株式の取得	△92	△103	△174
自己株式の処分	9	17	35
土地再評価差額金の取崩	1,294	△257	1,342
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,639	△20,131	△30,343
当中間期変動額合計	5,684	△20,734	△27,129
当中間期末残高	289,682	236,133	256,868

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	9,057	1,227	10,120
減価償却費	4,424	2,604	9,701
減損損失	1,991	339	2,010
負ののれん償却額	△14	△14	△29
貸倒引当金の増減(△)	△1,295	1,827	8,617
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△0	—	△22
その他の偶発損失引当金の増減(△)	901	58	988
退職給付引当金の増減額(△は減少)	609	652	1,138
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△34	△15	△7
時効預金払戻引当金の増減(△)	288	△105	242
利息返還損失引当金の増減(△)	95	△22	73
資金運用収益	△37,445	△35,819	△73,591
資金調達費用	7,405	6,946	14,673
有価証券関係損益(△)	△842	1,453	△8,180
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△316	251	△118
為替差損益(△は益)	3	△7	36
固定資産処分損益(△は益)	58	395	158
貸出金の純増(△)減	△11,925	△26,631	△77,904
預金の純増減(△)	△20,854	△4,760	9,247
譲渡性預金の純増減(△)	4,757	5,987	△19,944
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	1,282	1,700	752
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	112	△342	125
コールローン等の純増(△)減	43,338	48,099	25,776
コールマネー等の純増減(△)	△8,394	△5,975	△7,965
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	4,565	△9,225	△13,778
外国為替(資産)の純増(△)減	2,758	742	3,593
外国為替(負債)の純増減(△)	32	1	50
資金運用による収入	36,373	35,467	75,501
資金調達による支出	△5,474	△5,306	△11,377
その他	△1,094	309	691
小計	30,362	19,838	△49,418
法人税等の支払額	△5,322	△9,340	△8,766
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,039	10,498	△58,185

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△159,168	△184,148	△365,527
有価証券の売却による収入	93,945	73,775	310,083
有価証券の償還による収入	42,650	106,391	122,927
金銭の信託の増加による支出	△7	—	△7
金銭の信託の減少による収入	4	2	2,110
有形固定資産の取得による支出	△4,426	△1,435	△8,815
有形固定資産の売却による収入	178	0	347
無形固定資産の取得による支出	△1,215	△446	△2,557
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,039	△5,861	58,561
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入金の返済による支出	—	—	△6,000
配当金の支払額	△793	△792	△1,586
少数株主への配当金の支払額	△302	△302	△602
自己株式の取得による支出	△92	△103	△174
自己株式の売却による収入	9	17	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,179	△1,180	△8,327
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3	7	△33
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,182	3,463	△7,984
現金及び現金同等物の期首残高	48,420	40,435	48,420
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 44,237	※1 43,899	※1 40,435

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 12社            主要な会社名            しがぎんビジネスサー            ビス株式会社            株式会社滋賀ディーシ            ーカード            しがぎんリース・キャ            ピタル株式会社            なお、連結子会社滋賀            柏原代理店株式会社、同            滋賀余呉代理店株式会            社、同滋賀朽木代理店株            式会社、同滋賀西浅井代            理店株式会社は、平成19            年4月1日付で、滋賀柏原            代理店株式会社を存続会            社として合併し、しがぎ            ん代理店株式会社となり            ました。</p> <p>(2) 非連結子会社            会社名            滋賀ベンチャー2号投            資事業有限責任組合            滋賀ベンチャー3号投            資事業有限責任組合            滋賀ベンチャー4号投            資事業有限責任組合            非連結子会社は、その            資産、経常収益、中間純            損益(持分に見合う額)及            び利益剰余金(持分に見            合う額)等からみて、連            結の範囲から除いても企            業集団の財政状態及び経            営成績に関する合理的な            判断を妨げない程度に重            要性が乏しいため、連結            の範囲から除外しており            ます。</p>	<p>(1) 連結子会社 12社            主要な会社名            しがぎんビジネスサー            ビス株式会社            株式会社滋賀ディーシ            ーカード            しがぎんリース・キャ            ピタル株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社            同 左</p>	<p>(1) 連結子会社 12社            主要な会社名            しがぎんビジネスサー            ビス株式会社            株式会社滋賀ディーシ            ーカード            しがぎんリース・キャ            ピタル株式会社            なお、連結子会社滋賀            柏原代理店株式会社、同            滋賀余呉代理店株式会            社、同滋賀朽木代理店株            式会社、同滋賀西浅井代            理店株式会社は、平成19            年4月1日付で、滋賀柏原            代理店株式会社を存続会            社として合併し、しがぎ            ん代理店株式会社となり            ました。</p> <p>(2) 非連結子会社            会社名            滋賀ベンチャー2号投            資事業有限責任組合            滋賀ベンチャー3号投            資事業有限責任組合            滋賀ベンチャー4号投            資事業有限責任組合            非連結子会社は、その            資産、経常収益、当期純            損益(持分に見合う額)及            び利益剰余金(持分に見            合う額)等からみて、連            結の範囲から除いても企            業集団の財政状態及び経            営成績に関する合理的な            判断を妨げない程度に重            要性が乏しいため、連結            の範囲から除外しており            ます。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 12社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 12社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 12社
4 開示対象特別目的会社に関する事項	——	該当ありません。	——
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>連結子会社の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(ハ) 当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同 左</p> <p>(ロ) 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(ハ) 同 左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>連結子会社の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(ハ) 同 左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産          当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年          動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ123百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)          当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年          その他 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産          当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年          動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ536百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>—————</p>	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>② 無形固定資産 同 左</p> <p>—————</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,363百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,951百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,596百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)を適用し、内規に基づいて発生していると認められる要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間連結会計期間の営業経費は213百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) 時効預金払戻引当金の計上基準</p> <p>時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間連結会計期間のその他経常費用は315百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(9) 時効預金払戻引当金の計上基準</p> <p>時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 時効預金払戻引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>利息の返還については、従来債務者からの返還請求時に費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(平成18年10月13日日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号)を適用し、過去の返還実績等を勘案して、将来の返還に必要と認められた額を利息返還損失引当金として計上しております。</p> <p>前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合の前中間連結貸借対照表等と与える影響は軽微であります。</p>	<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため、当連結会計年度に必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>当行のその他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(13) リース取引の処理方法 当行並びに連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 (借主側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行並びに連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	———	(14) リース取引の収益・費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。	———
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同 左	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(15)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(16)消費税等の会計処理 同 左	(15)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
6 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び当中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行っております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行っております。 これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(貸主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常収益は734百万円減少、経常費用は1,138百万円減少、経常利益は404百万円増加、特別損失は193百万円増加、税金等調整前中間純利益は210百万円増加しております。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金967百万円を含んでおります。</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,616百万円、延滞債権額は24,367百万円であります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,983百万円であります。            なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金862百万円を含んでおります。</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,687百万円、延滞債権額は43,420百万円であります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,801百万円であります。            なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金900百万円を含んでおります。</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,631百万円、延滞債権額は40,050百万円であります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,876百万円であります。            なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,964百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は14,118百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,435百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,518百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は41,585百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,494百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は9,382百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権1,560百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,395百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,529百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は82,087百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計年度末残高は12,128百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,006百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,877百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 147,163百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,467百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 42,679百万円</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,792百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は933百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、851,046百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が835,948百万円あります。</p>	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 117,461百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 14,599百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 15,110百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券68,863百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は923百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、840,306百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が826,144百万円あります。</p>	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 133,950百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 14,346百万円</p> <p>コールマネー 6,000百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 24,335百万円</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券67,225百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は925百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、828,801百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が812,326百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>17,607百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 75,710百万円</p> <p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,000百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,777百万円であります。 (追加情報) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ13,923百万円減少いたします。</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 42,592百万円</p> <p>———</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は10,911百万円であります。</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 75,017百万円</p> <p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,114百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は、10,341百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却717百万円及び株式等償却216百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産1カ所 種類 動産 減損損失額 7百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,984百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却1,832百万円、貸倒引当金繰入額4,154百万円及び株式等償却656百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産5カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 272百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 67百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却3,292百万円、株式等償却783百万円、その他の偶発損失引当金繰入額988百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産2カ所 種類 建物・動産 減損損失額 26百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,984百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p> <p style="text-align: center;">———</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p> <p>※3 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)の適用により過年度に実施したリース債権の流動化に係る会計処理並びに再リース取引に係る貯蔵品の評価額を変更しております。これらの変更による影響額は特別損失に「リース会計基準変更処理損失」としてまとめて計上しており、内訳は以下のとおりであります。</p> <p>リース債権の流動化による譲渡益 701百万円 再リース取引に係る貯蔵品の評価損 895百万円 差引計 193百万円</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p> <p style="text-align: center;">———</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	1,030	114	11	1,132	(注)
合 計	1,030	114	11	1,132	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	792	その他利益 剰余金	3	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	1,204	149	26	1,327	(注)
合 計	1,204	149	26	1,327	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	792	3	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	792	利益剰余金	3	平成20年 9月30日	平成20年 12月10日

### Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	1,030	224	50	1,204	(注)
合 計	1,030	224	50	1,204	

(注) 当連結会計年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当連結会計年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

#### 2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	792	3	平成19年9月30日	平成19年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	792	利益剰余金	3	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日

#### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金 勘定 46,027百万円 定期預け金 △1,288百万円 その他預け金 △501百万円 現金及び現金同等物 44,237百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 現金預け金 勘定 46,018百万円 定期預け金 △1,518百万円 その他預け金 △600百万円 現金及び現金同等物 43,899百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在 現金預け金 勘定 42,211百万円 定期預け金 △1,350百万円 その他預け金 △425百万円 現金及び現金同等物 40,435百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 借主側 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 該当ありません。 (イ)無形固定資産 該当ありません。 ② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「5 会計処理に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>貸主側</p> <p>① リース投資資産の内訳</p> <p>リース料債権 15,606百万円 部分 見積残存 784百万円 価格部分 受取利息 <math>\Delta</math>4,571百万円 相当額</p> <hr/> <p>リース投資資産 11,819百万円</p> <p>② リース債権及びリース投資資産にかかるリース料債権部分の中間連結決算日後の回収予定額</p> <p>リース債権</p> <p>1年以内 9百万円 1年超2年以内 5百万円 2年超3年以内 3百万円 3年超4年以内 2百万円 4年超5年以内 0百万円 5年超 一百万円</p> <p>リース投資資産</p> <p>1年以内 4,566百万円 1年超2年以内 3,996百万円 2年超3年以内 3,212百万円 3年超4年以内 2,295百万円 4年超5年以内 1,135百万円 5年超 398百万円</p> <p>③ リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法を定額法によっております。このため、リース取引開始日に遡及して利息法を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が2,662百万円少なく計上されております。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
借主側	借主側	借主側
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額(注)	取得価額相当額(注)	取得価額相当額(注)
動産 60百万円	有形固定資産 60百万円	動産 60百万円
その他 100百万円	無形固定資産 100百万円	その他 100百万円
合計 60百万円	その他 100百万円	合計 60百万円
	合計 60百万円	
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 22百万円	有形固定資産 31百万円	動産 26百万円
その他 100百万円	無形固定資産 100百万円	その他 100百万円
合計 22百万円	その他 100百万円	合計 26百万円
	合計 31百万円	
減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額
動産 100百万円	有形固定資産 100百万円	動産 100百万円
その他 100百万円	無形固定資産 100百万円	その他 100百万円
合計 100百万円	その他 100百万円	合計 100百万円
	合計 100百万円	
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	年度末残高相当額
動産 37百万円	有形固定資産 29百万円	動産 33百万円
その他 100百万円	無形固定資産 100百万円	その他 100百万円
合計 37百万円	その他 100百万円	合計 33百万円
	合計 29百万円	
(2) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額(注)	② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額(注)	(2) 未経過リース料年度末残高相当額(注)
1年内 8百万円	1年内 8百万円	1年内 7百万円
1年超 29百万円	1年超 20百万円	1年超 26百万円
合計 37百万円	合計 29百万円	合計 33百万円
リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	リース資産減損勘定年度末残高
100百万円	100百万円	100百万円
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
支払リース料 4百万円	支払リース料 4百万円	支払リース料 8百万円
リース資産減損勘定の取崩額 100百万円	リース資産減損勘定の取崩額 100百万円	リース資産減損勘定の取崩額 100百万円
減価償却費相当額 4百万円	減価償却費相当額 4百万円	減価償却費相当額 8百万円
減損損失 100百万円	減損損失 100百万円	減損損失 100百万円

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																																																																				
<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース 料中間連結会計期間末残高相当額 は、未経過リース料中間連結会計期 間末残高が有形固定資産の中間連結 会計期間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によってお ります。</p> <p>貸主側</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価 償却累計額、減損損失累計額及 び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>11,082百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>11,161百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>6,060百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28,304百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>4,595百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>5,232百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,925百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12,754百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>6,486百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>5,929百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,134百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,550百万円</td></tr> </table> <p>(2) 未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>4,819百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11,341百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,161百万円</td></tr> </table> <p>(3) 受取リース料、減価償却費及 び受取利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>受取 リース料</td><td>3,097百万円</td></tr> <tr><td>減価 償却費</td><td>2,593百万円</td></tr> <tr><td>受取利息 相当額</td><td>400百万円</td></tr> </table> <p>(4) 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購入 価額を控除した額を利息相当額 とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっておしま す。</p>	機械及び装置	11,082百万円	工具、器具 及び備品	11,161百万円	その他	6,060百万円	合計	28,304百万円	機械及び装置	4,595百万円	工具、器具 及び備品	5,232百万円	その他	2,925百万円	合計	12,754百万円	機械及び装置	一百万円	工具、器具 及び備品	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	機械及び装置	6,486百万円	工具、器具 及び備品	5,929百万円	その他	3,134百万円	合計	15,550百万円	1年内	4,819百万円	1年超	11,341百万円	合計	16,161百万円	受取 リース料	3,097百万円	減価 償却費	2,593百万円	受取利息 相当額	400百万円	<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース 料中間連結会計期間末残高相当額 は、未経過リース料中間連結会計期 間末残高が有形固定資産の中間連結 会計期間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によってお ります。</p> <p>貸主側</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価 償却累計額、減損損失累計額及 び年度末残高</p> <p>取得価額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>11,238百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>11,289百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>6,098百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28,627百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>4,935百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>5,170百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,021百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,127百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>6,303百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>6,119百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,077百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,499百万円</td></tr> </table> <p>(2) 未経過リース料年度末残高相 当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>4,896百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11,243百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,139百万円</td></tr> </table> <p>(3) 受取リース料、減価償却費及 び受取利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>受取 リース料</td><td>6,236百万円</td></tr> <tr><td>減価 償却費</td><td>5,216百万円</td></tr> <tr><td>受取利息 相当額</td><td>816百万円</td></tr> </table> <p>(4) 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購入 価額を控除した額を利息相当額 とし、各連結会計年度への配分 方法については、利息法によっ ております。</p>	機械及び装置	11,238百万円	工具、器具 及び備品	11,289百万円	その他	6,098百万円	合計	28,627百万円	機械及び装置	4,935百万円	工具、器具 及び備品	5,170百万円	その他	3,021百万円	合計	13,127百万円	機械及び装置	一百万円	工具、器具 及び備品	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	機械及び装置	6,303百万円	工具、器具 及び備品	6,119百万円	その他	3,077百万円	合計	15,499百万円	1年内	4,896百万円	1年超	11,243百万円	合計	16,139百万円	受取 リース料	6,236百万円	減価 償却費	5,216百万円	受取利息 相当額	816百万円	<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース 料年度末残高相当額は、未経過リー ス料年度末残高が有形固定資産の年 度末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっておしま す。</p> <p>貸主側</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価 償却累計額、減損損失累計額及 び年度末残高</p> <p>取得価額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>11,238百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>11,289百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>6,098百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28,627百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>4,935百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>5,170百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,021百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,127百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高</p> <table border="0"> <tr><td>機械及び装置</td><td>6,303百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具 及び備品</td><td>6,119百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,077百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,499百万円</td></tr> </table> <p>(2) 未経過リース料年度末残高相 当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>4,896百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11,243百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,139百万円</td></tr> </table> <p>(3) 受取リース料、減価償却費及 び受取利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>受取 リース料</td><td>6,236百万円</td></tr> <tr><td>減価 償却費</td><td>5,216百万円</td></tr> <tr><td>受取利息 相当額</td><td>816百万円</td></tr> </table> <p>(4) 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購入 価額を控除した額を利息相当額 とし、各連結会計年度への配分 方法については、利息法によっ ております。</p>	機械及び装置	11,238百万円	工具、器具 及び備品	11,289百万円	その他	6,098百万円	合計	28,627百万円	機械及び装置	4,935百万円	工具、器具 及び備品	5,170百万円	その他	3,021百万円	合計	13,127百万円	機械及び装置	一百万円	工具、器具 及び備品	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	機械及び装置	6,303百万円	工具、器具 及び備品	6,119百万円	その他	3,077百万円	合計	15,499百万円	1年内	4,896百万円	1年超	11,243百万円	合計	16,139百万円	受取 リース料	6,236百万円	減価 償却費	5,216百万円	受取利息 相当額	816百万円
機械及び装置	11,082百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	11,161百万円																																																																																																																																					
その他	6,060百万円																																																																																																																																					
合計	28,304百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	4,595百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	5,232百万円																																																																																																																																					
その他	2,925百万円																																																																																																																																					
合計	12,754百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	一百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	一百万円																																																																																																																																					
その他	一百万円																																																																																																																																					
合計	一百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	6,486百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	5,929百万円																																																																																																																																					
その他	3,134百万円																																																																																																																																					
合計	15,550百万円																																																																																																																																					
1年内	4,819百万円																																																																																																																																					
1年超	11,341百万円																																																																																																																																					
合計	16,161百万円																																																																																																																																					
受取 リース料	3,097百万円																																																																																																																																					
減価 償却費	2,593百万円																																																																																																																																					
受取利息 相当額	400百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	11,238百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	11,289百万円																																																																																																																																					
その他	6,098百万円																																																																																																																																					
合計	28,627百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	4,935百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	5,170百万円																																																																																																																																					
その他	3,021百万円																																																																																																																																					
合計	13,127百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	一百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	一百万円																																																																																																																																					
その他	一百万円																																																																																																																																					
合計	一百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	6,303百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	6,119百万円																																																																																																																																					
その他	3,077百万円																																																																																																																																					
合計	15,499百万円																																																																																																																																					
1年内	4,896百万円																																																																																																																																					
1年超	11,243百万円																																																																																																																																					
合計	16,139百万円																																																																																																																																					
受取 リース料	6,236百万円																																																																																																																																					
減価 償却費	5,216百万円																																																																																																																																					
受取利息 相当額	816百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	11,238百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	11,289百万円																																																																																																																																					
その他	6,098百万円																																																																																																																																					
合計	28,627百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	4,935百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	5,170百万円																																																																																																																																					
その他	3,021百万円																																																																																																																																					
合計	13,127百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	一百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	一百万円																																																																																																																																					
その他	一百万円																																																																																																																																					
合計	一百万円																																																																																																																																					
機械及び装置	6,303百万円																																																																																																																																					
工具、器具 及び備品	6,119百万円																																																																																																																																					
その他	3,077百万円																																																																																																																																					
合計	15,499百万円																																																																																																																																					
1年内	4,896百万円																																																																																																																																					
1年超	11,243百万円																																																																																																																																					
合計	16,139百万円																																																																																																																																					
受取 リース料	6,236百万円																																																																																																																																					
減価 償却費	5,216百万円																																																																																																																																					
受取利息 相当額	816百万円																																																																																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 借主側 未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 6百万円 合計 7百万円	2. オペレーティング・リース取引 借主側 ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 4百万円 合計 6百万円	2. オペレーティング・リース取引 借主側 未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 5百万円 合計 7百万円

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	97,568	214,364	116,795
債券	751,044	743,854	△7,189
国債	356,434	350,633	△5,800
地方債	160,161	159,370	△791
社債	234,448	233,850	△597
その他	414,111	402,678	△11,433
合計	1,262,724	1,360,896	98,172

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,390
公募債以外の内国非上場債券	10,112

## II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	91,219	134,494	43,274
債券	750,096	740,194	△9,902
国債	352,996	344,132	△8,863
地方債	149,941	149,709	△232
社債	247,159	246,353	△806
その他	314,455	292,378	△22,077
合計	1,155,772	1,167,067	11,294

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- 当中間連結会計期間における減損処理額は、3,495百万円(うち株式608百万円、その他2,887百万円)であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込がないと認められる場合であります。

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,101
公募債以外の内国非上場債券	11,165

### Ⅲ 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」ならびに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものはありません。

#### 1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	10,330	△541

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	92,496	153,152	60,655	67,089	6,434
債券	727,934	724,583	△3,350	3,698	7,049
国債	356,711	351,024	△5,687	842	6,529
地方債	124,551	125,934	1,382	1,459	77
社債	246,671	247,625	954	1,396	442
その他	343,431	332,236	△11,195	559	11,754
合計	1,163,862	1,209,972	46,109	71,347	25,238

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、6,869百万円(うち株式597百万円、その他6,272百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込がないと認められる場合であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)  
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	320,071	17,135	13

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,180
公募債以外の内国非上場債券	10,654

7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	129,065	342,584	210,346	53,242
国債	71,026	127,527	125,829	26,641
地方債	11,760	67,148	47,024	—
社債	46,278	147,908	37,492	26,600
その他	10,097	127,173	111,288	46,787
合計	139,162	469,757	321,634	100,029

なお、満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,016	3,010	△6

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,100	1,091	△8

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,858	68

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	1,114	1,106	△7	—	7

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	98,165
その他有価証券	98,172
その他の金銭の信託	△6
(△)繰延税金負債	37,418
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	60,747
(△)少数株主持分相当額	115
その他有価証券評価差額金	60,631

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	11,285
その他有価証券	11,294
その他の金銭の信託	△8
(△)繰延税金負債	2,709
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,576
(△)少数株主持分相当額	34
その他有価証券評価差額金	8,542

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	46,101
その他有価証券	46,109
その他の金銭の信託	△7
(△)繰延税金負債	17,114
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,987
(△)少数株主持分相当額	46
その他有価証券評価差額金	28,940

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	236,083	△2,743	△2,743
	為替予約	13,114	45	45
	通貨オプション	10,571	—	10
	その他	—	—	—
	合計	—	△2,697	△2,686

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している資金関連スワップ取引については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	244,104	4,553	4,553
	為替予約	10,935	59	59
	通貨オプション	24,081	—	74
	その他	—	—	—
	合計	—	4,613	4,687

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している資金関連スワップ取引については、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当行が利用しているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりであります。

金利関連取引	金利スワップ取引、金利先物取引
通貨関連取引	通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引
有価証券関連取引	債券先物取引、債券オプション取引、株価指数先物取引

##### (2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行のデリバティブ取引の利用目的は、以下のとおりであります。

- お客さまの多様化する運用・調達ニーズへの対応
- 当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジ目的
- 短期的な売買益獲得

上記のうち、ヘッジ目的の取引の一部については、「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づき、「ヘッジ会計」を適用しております。

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理及び特例処理によっております。

##### ② ヘッジ方針(ヘッジ対象・ヘッジ手段を含む)

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、以下のとおりであります。

ヘッジ対象	円貨建短期定期預金、外貨建資産・負債
ヘッジ手段	金利スワップ、資金関連スワップ

##### ③ ヘッジの有効性評価の方法

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性の評価を行っております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により四半期ごとに有効性の評価を行っております。

##### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、金利や為替などの市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

なお、当行のデリバティブ取引の大半はヘッジ目的であるため、市場リスクについては、デリバティブ取引により被るリスクと保有する資産・負債が被るリスクが相殺されるようになっております。

また、自己資本比率規制に基づき、カレント・エクスポージャー方式(契約額等に残存期間に応じた一定の掛け目を乗じた値に再構築コストを加えて算出する方式)により算出した信用リスク相当額等は以下のとおりであります。

種 類	当連結会計年度(平成20年3月31日現在)	
	契約額等(百万円)	信用リスク相当額(百万円)
金利スワップ	544	2
通貨スワップ・為替予約	277,610	22,047
合計	278,154	22,050

(注) 自己資本比率規制の対象となっていない、原契約期間が14日以内の通貨スワップ・為替予約取引(契約額等1,167百万円)は上記記載から除いております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行では、リスク管理を銀行の本質的な機能の一つと位置づけ、経営管理部内にリスク統轄グループを設置し、信用リスク・市場リスクをはじめとする各種リスクを一元的に把握する体制をとっております。また、リスクカテゴリーごとにそのリスク特性に応じてリスク管理方法や手続きを規程化し、内部管理体制の強化を図っております。

デリバティブ取引を含む市場関連取引については、半期ごとに「リスク管理方針」を定め、資本配賦制度に基づく業務運営を実施し、取引・商品ごとのポジション限度額や損失限度額を設定するなど適切なリスク管理体制の構築を図っております。

なお、市場部門の組織は、フロントオフィス(市場取引部門)とバックオフィス(事務管理部門)とを厳格に分離し、さらに、独立したミドルオフィス(リスク管理部門)を設置し、相互牽制体制を確立しております。

(5) 取引の時価等に関する補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は、名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がリスク額を表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	—

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	259,270	235,396	7,129	7,129
	為替予約				
	売建	7,257	—	400	400
	買建	6,598	—	△288	△288
	通貨オプション				
	売建	3,226	1,502	△76	△5
	買建	3,226	1,502	76	32
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	7,242	7,268

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している資金関連スワップ取引については、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	46,537	3,955	1,343	51,836	—	51,836
(2)セグメント間の 内部経常収益	211	419	1,059	1,691	(1,691)	—
計	46,748	4,375	2,403	53,527	(1,691)	51,836
経常費用	38,001	3,940	2,180	44,121	(1,752)	42,369
経常利益	8,747	435	223	9,406	60	9,466

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・クレジットカード、事務代行業等

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	44,843	3,447	1,381	49,671	—	49,671
(2)セグメント間の 内部経常収益	181	423	1,113	1,718	(1,718)	—
計	45,025	3,870	2,494	51,389	(1,718)	49,671
経常費用	44,410	3,410	2,086	49,906	(1,735)	48,171
経常利益	614	460	408	1,482	17	1,500

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業等
- (3) その他の事業・・・クレジットカード、事務代行業等

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	104,008	8,141	2,701	114,850	—	114,850
(2)セグメント間の 内部経常収益	395	839	2,083	3,318	(3,318)	—
計	104,403	8,980	4,785	118,168	(3,318)	114,850
経常費用	94,281	8,656	4,242	107,181	(3,212)	103,969
経常利益	10,121	323	542	10,987	(105)	10,881

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・・リース業及びベンチャーキャピタル業等
- (3) その他の事業・・・・クレジットカード、事務代行事業等

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

#### (企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,010.13	809.03	887.14
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	13.71	2.01	13.60
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	289,682	236,133	256,868
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	22,686	22,447	22,442
(うち少数株主持分)	22,686	22,447	22,442
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額 (百万円)	266,995	213,685	234,425
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	264,317	264,122	264,246

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	3,626	532	3,597
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	3,626	532	3,597
普通株式の期中平均株式数	千株	264,364	264,196	264,318

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額並びに算定上の基礎については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

## 2 【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
経常収益		24,530
資金運用収益		17,150
(うち貸出金利息)		13,170
(うち有価証券利息配当金)		3,633
役務取引等収益		3,172
その他業務収益		3,211
その他経常収益		996
経常費用		26,696
資金調達費用		3,487
(うち預金利息)		3,017
役務取引等費用		929
その他業務費用		4,357
営業経費		12,156
その他経常費用	※1	5,765
経常損失(△)		2,165
特別利益		411
償却債権取立益		371
その他		39
特別損失		300
固定資産処分損		39
減損損失		67
リース会計基準変更処理損失		193
税金等調整前四半期純損失(△)		2,055
法人税、住民税及び事業税		126
法人税等調整額		△761
法人税等合計		△635
少数株主利益		109
四半期純損失(△)		1,529

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日)

※1. その他経常費用には、貸出金償却1,360百万円、貸倒引当金繰入額3,304百万円及び株式等償却625百万円を含んでおります。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	45,967	45,966	42,163
コールローン	86,834	56,894	103,465
買入金銭債権	21,571	20,974	22,501
商品有価証券	1,493	1,295	1,020
金銭の信託	14,290	11,693	11,951
有価証券	※1, ※2, ※9, ※15 1,379,461	※1, ※2, ※9, ※15 1,182,988	※1, ※2, ※9, ※15 1,225,169
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 2,492,148	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 2,585,533	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 2,558,984
外国為替	※8 5,702	※8 4,124	※8 4,866
その他資産	※9 14,896	※9 70,286	※9 43,139
有形固定資産	※11, ※12, ※13 59,448	※11, ※12 59,444	※11, ※12, ※13 59,998
無形固定資産	8,386	7,050	7,965
繰延税金資産	—	21,940	7,771
支払承諾見返	※15 36,444	※15 33,993	※15 35,150
貸倒引当金	△15,942	△26,882	△25,694
投資損失引当金	△0	△0	△0
資産の部合計	4,150,702	4,075,303	4,098,454
<b>負債の部</b>			
預金	※9 3,569,467	※9 3,596,474	※9 3,599,460
譲渡性預金	124,706	105,992	100,005
コールマネー	5,771	224	※9 6,200
債券貸借取引受入担保金	※9 42,679	※9 15,110	※9 24,335
借入金	※14 34,600	※14 28,600	※14 28,600
外国為替	95	115	114
その他負債	30,680	60,820	50,230
未払法人税等		121	9,131
その他の負債		60,699	
退職給付引当金	7,394	8,569	7,919
役員退職慰労引当金	204	219	231
時効預金払戻引当金	707	556	661
その他の偶発損失引当金	901	1,047	988
繰延税金負債	19,809	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※11 11,414	※11 11,356	※11 11,381
支払承諾	※15 36,444	※15 33,993	※15 35,150
負債の部合計	3,884,877	3,863,080	3,865,280

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	33,076	33,076	33,076
資本剰余金	23,948	23,952	23,951
資本準備金	23,942	23,942	23,942
その他資本剰余金	5	10	8
利益剰余金	138,282	136,667	137,400
利益準備金	7,800	9,134	7,958
その他利益剰余金	130,481	127,532	129,441
固定資産圧縮積立金	363	307	307
別途積立金	123,532	125,532	123,532
繰越利益剰余金	6,585	1,691	5,601
自己株式	△689	△835	△748
株主資本合計	194,617	192,861	193,680
その他有価証券評価差額金	60,590	8,529	28,924
繰延ヘッジ損益	△2	0	△4
土地再評価差額金	※11 10,620	※11 10,830	※11 10,573
評価・換算差額等合計	71,208	19,361	39,493
純資産の部合計	265,825	212,222	233,174
負債及び純資産の部合計	4,150,702	4,075,303	4,098,454

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	46,751	45,031	104,409
資金運用収益	37,327	35,727	73,357
(うち貸出金利息)	25,198	26,050	51,103
(うち有価証券利息配当金)	11,508	8,923	20,643
役務取引等収益	6,354	5,620	11,706
その他業務収益	731	2,023	5,685
その他経常収益	2,338	1,659	13,660
経常費用	38,005	44,420	94,290
資金調達費用	7,651	7,188	15,163
(うち預金利息)	5,412	6,005	11,385
役務取引等費用	2,038	2,015	4,102
その他業務費用	2,226	4,128	11,127
営業経費	※1 23,466	※1 24,446	46,150
その他経常費用	※2 2,622	※2 6,640	※2 17,746
経常利益	8,745	611	10,119
特別利益	1,825	655	1,407
償却債権取立益	787	616	1,407
貸倒引当金戻入益	1,038	—	—
その他の特別利益	—	39	—
特別損失	2,050	734	2,168
固定資産処分損	58	395	158
減損損失	※3 1,991	※3 339	※3 2,010
税引前中間純利益	8,520	531	9,358
法人税、住民税及び事業税	4,018	18	12,365
法人税等調整額	1,066	196	△6,307
法人税等合計		215	
中間純利益	3,436	316	3,300

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	33,076	33,076	33,076
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	33,076	33,076	33,076
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	23,942	23,942	23,942
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	23,942	23,942	23,942
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	3	8	3
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	1	4
当中間期変動額合計	1	1	4
当中間期末残高	5	10	8
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	23,946	23,951	23,946
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	1	4
当中間期変動額合計	1	1	4
当中間期末残高	23,948	23,952	23,951
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	7,641	7,958	7,641
当中間期変動額			
剰余金の配当	158	158	317
利益準備金の積立	—	1,017	—
当中間期変動額合計	158	1,175	317
当中間期末残高	7,800	9,134	7,958
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>配当準備金</b>			
前期末残高	2	—	2
当中間期変動額			
配当準備金の取崩	△2	—	△2
当中間期変動額合計	△2	—	△2
当中間期末残高	—	—	—
<b>退職慰労積立金</b>			
前期末残高	720	—	720
当中間期変動額			
退職慰労積立金の取崩	△720	—	△720
当中間期変動額合計	△720	—	△720
当中間期末残高	—	—	—
<b>固定資産圧縮積立金</b>			
前期末残高	307	307	307
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	△55
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	55	—	55
当中間期変動額合計	55	—	—
当中間期末残高	363	307	307

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>固定資産圧縮特別勘定積立金</b>			
前期末残高	55	—	55
当中間期変動額			
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	△55	—	△55
当中間期変動額合計	△55	—	△55
当中間期末残高	—	—	—
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	114,532	123,532	114,532
当中間期変動額			
別途積立金の積立	9,000	2,000	9,000
当中間期変動額合計	9,000	2,000	9,000
当中間期末残高	123,532	125,532	123,532
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	11,083	5,601	11,083
当中間期変動額			
剰余金の配当	△951	△951	△1,903
利益準備金の積立	—	△1,017	—
別途積立金の積立	△9,000	△2,000	△9,000
中間純利益	3,436	316	3,300
配当準備金の取崩	2	—	2
退職慰労積立金の取崩	720	—	720
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	55
土地再評価差額金の取崩	1,294	△257	1,342
当中間期変動額合計	△4,497	△3,909	△5,481
当中間期末残高	6,585	1,691	5,601
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	134,344	137,400	134,344
当中間期変動額			
剰余金の配当	△793	△792	△1,586
中間純利益	3,436	316	3,300
土地再評価差額金の取崩	1,294	△257	1,342
当中間期変動額合計	3,938	△733	3,056
当中間期末残高	138,282	136,667	137,400
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△604	△748	△604
当中間期変動額			
自己株式の取得	△92	△103	△174
自己株式の処分	7	16	31
当中間期変動額合計	△85	△86	△143
当中間期末残高	△689	△835	△748
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	190,762	193,680	190,762
当中間期変動額			
剰余金の配当	△793	△792	△1,586
中間純利益	3,436	316	3,300
自己株式の取得	△92	△103	△174
自己株式の処分	9	17	35
土地再評価差額金の取崩	1,294	△257	1,342
当中間期変動額合計	3,854	△818	2,917
当中間期末残高	194,617	192,861	193,680

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	57,584	28,924	57,584
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,006	△20,394	△28,659
当中間期変動額合計	3,006	△20,394	△28,659
当中間期末残高	60,590	8,529	28,924
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△7	△4	△7
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4	4	3
当中間期変動額合計	4	4	3
当中間期末残高	△2	0	△4
土地再評価差額金			
前期末残高	11,915	10,573	11,915
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,294	257	△1,342
当中間期変動額合計	△1,294	257	△1,342
当中間期末残高	10,620	10,830	10,573
評価・換算差額等合計			
前期末残高	69,491	39,493	69,491
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,716	△20,132	△29,998
当中間期変動額合計	1,716	△20,132	△29,998
当中間期末残高	71,208	19,361	39,493
純資産合計			
前期末残高	260,254	233,174	260,254
当中間期変動額			
剰余金の配当	△793	△792	△1,586
中間純利益	3,436	316	3,300
自己株式の取得	△92	△103	△174
自己株式の処分	9	17	35
土地再評価差額金の取崩	1,294	△257	1,342
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,716	△20,132	△29,998
当中間期変動額合計	5,571	△20,951	△27,080
当中間期末残高	265,825	212,222	233,174

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 同 左	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同 左	(2) 同 左
	(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。	(3) 同 左	(3) 同 左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。 (追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 3年～20年</p>	<p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ117百万円減少しております。 (追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>—————</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,363百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,951百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,596百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)を適用し、内規に基づいて発生していると認められる要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 前中間会計期間において、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間会計期間の営業経費は210百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 時効預金払戻引当金 時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。 (追加情報) 一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。 前中間会計期間において、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間会計期間のその他経常費用は315百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(5) 時効預金払戻引当金 時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 時効預金払戻引当金 同 左</p>
	<p>(6) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) その他の偶発損失引当金 同 左</p>	<p>(6) その他の偶発損失引当金 同 左</p>
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期末 (平成19年9月30日)	当中間会計期末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式(及び出資)総額 2,270百万円</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,589百万円、延滞債権額は24,289百万円であります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,975百万円であります。            なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 2,171百万円</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,656百万円、延滞債権額は43,327百万円であります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,793百万円であります。            なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 2,207百万円</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,610百万円、延滞債権額は39,968百万円であります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,868百万円であります。            なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																																
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,938百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,793百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高は14,118百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,435百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,518百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>147,104百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,467百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>42,679百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,792百万円を差し入れております。</p>	有価証券	147,104百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,467百万円	債券貸借取引		受入担保金	42,679百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は41,501百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,277百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高は9,382百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権1,560百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,395百万円あります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>117,461百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>14,599百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>15,110百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券68,863百万円を差し入れております。</p>	有価証券	117,461百万円	担保資産に対応する債務		預金	14,599百万円	債券貸借取引		受入担保金	15,110百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,457百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,905百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は12,128百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,006百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,877百万円あります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>133,890百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>14,346百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>24,335百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券67,225百万円を差し入れております。</p>	有価証券	133,890百万円	担保資産に対応する債務		預金	14,346百万円	コールマネー	6,000百万円	債券貸借取引		受入担保金	24,335百万円
有価証券	147,104百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	2,467百万円																																	
債券貸借取引																																		
受入担保金	42,679百万円																																	
有価証券	117,461百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	14,599百万円																																	
債券貸借取引																																		
受入担保金	15,110百万円																																	
有価証券	133,890百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	14,346百万円																																	
コールマネー	6,000百万円																																	
債券貸借取引																																		
受入担保金	24,335百万円																																	

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>また、その他資産のうち保証金は924百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、790,876百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が775,778百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>また、その他資産のうち保証金は914百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、781,199百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が767,036百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>また、その他の資産のうち保証金は917百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、771,633百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が755,158百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 46,308百万円</p> <p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金34,600百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,277百万円であります。 (追加情報) 当該債務保証に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い相殺しております。 前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ14,623百万円減少いたします。</p>	<p>※11 同 左</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 42,246百万円</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,600百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は11,211百万円であります。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,607百万円</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 46,596百万円</p> <p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,600百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,741百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,017百万円 無形固定資産 795百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却716百万円及び株式等償却192百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産1カ所 種類 動産 減損損失額 7百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,984百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,301百万円 無形固定資産 1,276百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却1,822百万円、貸倒引当金繰入額3,654百万円及び株式等償却639百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産5カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 272百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 67百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額11,633百万円、貸出金償却3,254百万円及び株式等償却699百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産2カ所 種類 建物・動産 減損損失額 26百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,984百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,030	114	11	1,132	(注)
合 計	1,030	114	11	1,132	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,204	149	26	1,327	(注)
合 計	1,204	149	26	1,327	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,030	224	50	1,204	(注)
合 計	1,030	224	50	1,204	

(注) 当事業年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当事業年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>877百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>877百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>502百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>502百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減損損失累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>374百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>374百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	877百万円	その他	一百万円	合計	877百万円	減価償却累計額相当額		動産	502百万円	その他	一百万円	合計	502百万円	減損損失累計額相当額		動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	374百万円	その他	一百万円	合計	374百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 該当ありません。</p> <p>(イ)無形固定資産 該当ありません。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>929百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>929百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>679百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>679百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減損損失累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>250百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>250百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	929百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	929百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	679百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	679百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	一百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	250百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	250百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>935百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>935百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>593百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>593百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減損損失累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">期末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>341百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>341百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	935百万円	その他	一百万円	合計	935百万円	減価償却累計額相当額		動産	593百万円	その他	一百万円	合計	593百万円	減損損失累計額相当額		動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	期末残高相当額		動産	341百万円	その他	一百万円	合計	341百万円
取得価額相当額																																																																																																										
動産	877百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	877百万円																																																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																																																										
動産	502百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	502百万円																																																																																																									
減損損失累計額相当額																																																																																																										
動産	一百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	一百万円																																																																																																									
中間会計期間末残高相当額																																																																																																										
動産	374百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	374百万円																																																																																																									
取得価額相当額																																																																																																										
有形固定資産	929百万円																																																																																																									
無形固定資産	一百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	929百万円																																																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																																																										
有形固定資産	679百万円																																																																																																									
無形固定資産	一百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	679百万円																																																																																																									
減損損失累計額相当額																																																																																																										
有形固定資産	一百万円																																																																																																									
無形固定資産	一百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	一百万円																																																																																																									
中間会計期間末残高相当額																																																																																																										
有形固定資産	250百万円																																																																																																									
無形固定資産	一百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	250百万円																																																																																																									
取得価額相当額																																																																																																										
動産	935百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	935百万円																																																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																																																										
動産	593百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	593百万円																																																																																																									
減損損失累計額相当額																																																																																																										
動産	一百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	一百万円																																																																																																									
期末残高相当額																																																																																																										
動産	341百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	341百万円																																																																																																									

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 171百万円</li> <li>1年超 203百万円</li> <li>合計 374百万円</li> </ul> </li> <li>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</li> <li>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 100百万円</li> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 85百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 100百万円</li> <li>減価償却費相当額 85百万円</li> <li>減損損失 100百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 141百万円</li> <li>1年超 109百万円</li> <li>合計 250百万円</li> </ul> </li> <li>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</li> <li>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 100百万円</li> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 91百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 100百万円</li> <li>減価償却費相当額 91百万円</li> <li>減損損失 100百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 同 左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 182百万円</li> <li>1年超 158百万円</li> <li>合計 341百万円</li> </ul> </li> <li>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</li> <li>・リース資産減損勘定の期末残高 100百万円</li> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 176百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 100百万円</li> <li>減価償却費相当額 176百万円</li> <li>減損損失 100百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 同 左</li> </ul>
2. オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 1百万円</li> <li>1年超 6百万円</li> <li>合計 7百万円</li> </ul> </li> </ul>	2. オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 1百万円</li> <li>1年超 4百万円</li> <li>合計 6百万円</li> </ul> </li> </ul>	2. オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 1百万円</li> <li>1年超 5百万円</li> <li>合計 7百万円</li> </ul> </li> </ul>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)、前事業年度末(平成20年3月31日現在)とも、該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

平成20年11月14日開催の取締役会において、第122期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	792百万円
1株当たりの中間配当金	3円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月10日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社滋賀銀行  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西村 猛 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河津 誠 司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社滋賀銀行  
取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西村	猛	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	幸彦	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	河津	誠司	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更及びリース取引関係の注記に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社滋賀銀行  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西村 猛 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河津 誠 司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第121期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管している。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社滋賀銀行  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西 村 猛	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 幸 彦	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	河 津 誠 司	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第122期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。